

平成 29 年度

事業計画書

平成 29 年度 彦根市社会福祉協議会事業計画

I. 基本方針

人口減少社会の到来を迎え、少子高齢化や核家族化の進行、住民の価値観の多様化や地域社会への帰属意識の変化などを背景に、他人からの関与を歓迎しない風潮も相俟って地域社会から「ご近所付き合い」はめっきり減少し、地縁的なつながりが薄れていく中で社会的孤立が進んでいます。

また、成熟経済の中、非正規労働者の割合が4割近くを占めるようになり、不安定な雇用や収入の減少により、貧困や経済的困窮の問題が顕在化しています。

孤立死、徘徊・行方不明、虐待、消費者被害、ゴミ屋敷、ニート、ひきこもり、DV、ホームレスといった今日の社会における生活・福祉課題の背景に、貧困と社会的孤立という深刻な問題が横たわっていることを見ることができます。

人はひとりでは生きていけません。社会との接点を持たないまま、個として生きるのではなく、身近な地域での居場所を見つけ、周りの人々との横のつながりを大切にしつつ、ちょっとした気遣いや見守りの中で、支え・支えられながら安心して暮らせる地域社会を今そこに住む住民が主体となって築き上げていかなければなりません。社協は、住民の皆様のそんな地域づくりに深くかかわっていきます。

そして、複雑多様化した課題への対応や地域づくりを進めていくことは、当然ながら社協だけでできるものではありません。住民や自治会、ボランティアグループ・NPO、民生委員児童委員、事業所の皆様、さらには司法や福祉、就労、教育といった様々な関係機関・団体の皆様と、“地域丸ごと連携”で取り組んでいくことが必要不可欠です。地域福祉の中核的組織である市社協としての役割を果たすべく、これまで以上に多職種・多分野のネットワークづくりと連携体制づくりを進めていきます。

平成29年度、社会福祉法人彦根市社会福祉協議会は、新たに次の事業に取り組めます。

○総合相談体制を整備します

「困ったときは、まずは社協へ」をスローガンに相談機会を充実させ、専門の相談員を配置し、多職種・多分野による関係機関の連携により課題の解決に当たります。また、顧問弁護士による無料の法律相談をスタートします。

○権利擁護事業の取組を強化します

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）だけでなく、成年後見制度を含めた権利擁護支援体制の構築に取り組んでいきます。

- 生活支援整備体制を充実します
生活支援コーディネーター1人の増員を図り、各日常生活圏域に配置し、住民主体の地域づくりに向けた取組の支援を進めます。
- 地域の見守り合い活動を支援します
身近な地域における見守り合い活動を支援し、あいさつプラス One 運動を積極的に展開していきます。
- ボランティアセンターを強化します
住民主体の地域づくりを促進していくため、ボランティアコーディネーターを配置し、「おたがいさんサポーター」を養成していきます。
- 子ども・若者を支援します
子ども食堂や学習支援活動などの居場所づくりや学用品・制服等のリユースを通じた支援を行います。
- 北老人福祉センターの指定管理をはじめます
利用者の立場に立った北老人福祉センターの管理運営に努めるとともに、北デイサービスセンターおよび地域包括支援センターハピネスと一体的な施設の運用活用に努めます。
- 地域包括支援センターの体制強化に努めます
地域包括支援センターの職員配置の充実を図るとともに、7月からは平田・金城学区を対象エリアとする独立した地域包括支援センターとして運営をスタートさせます。
- 総合事業に参加します
介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、緩和した基準によるサービスとして訪問介護事業においては「訪問型サービスA」、北デイサービスセンターにおいては「通所型サービスA」を提供していきます。

Ⅱ. 重点事項

① 「我が事」の地域づくり・ひとづくり

(地域福祉推進事業の充実と推進)

- ◆ 地域福祉活動計画に沿った事業推進
- ◆ 学区（地区）社協活動の活性化に向けた事業推進
- ◆ 生活支援コーディネーターによる地域支援の拡充
- ◆ 地域における見守り合い活動の推進
- ◆ 子ども・若者への支援事業の推進（居場所づくり、子どもの貧困対策事業）
- ◆ 地域づくりボランティアセンターの開設（地域の担い手づくり事業）
- ◆ ボランティア、NPO活動の活性化に向けた事業推進
- ◆ 災害に強い地域づくりの推進

② 「地域丸ごと連携」の相談体制づくり

(相談援助、生活支援活動の充実と推進)

- ◆ 複合的な課題を抱える相談を受け止める総合相談体制づくり
- ◆ 多様な相談機会の確保による相談援助の充実（心配ごと相談、法律相談、高齢者・障害者なんでも相談会）
- ◆ 多職種・多分野による相談支援機関の連携体制の充実と推進
- ◆ 権利擁護の推進に向けた事業推進（地域福祉権利擁護事業）
- ◆ 生活困窮者への支援事業の推進（生活福祉資金、つなぎ資金の貸付）
- ◆ 地域包括支援センター運営事業による地域包括ケアシステムの構築

③ 介護保険、障害福祉サービス事業の充実

- ◆ 介護ニーズへの適切な対応と専門性の高い介護サービスの実施
- ◆ 介護職員の安定的な人材確保と人材育成
- ◆ 資格取得支援の推進
- ◆ 加算要件の推進による運営の安定化

④ 組織基盤の整備と強化

- ◆ 社会福祉法人制度改革に対応した法人組織、財政運営の強化
- ◆ 事務局組織体制の充実と内部連携の強化
- ◆ それぞれの分野において、専門性を発揮できる職員の育成

Ⅲ. 事業計画

《地域福祉推進事業関係》

1 地域福祉推進委員会の開催

「彦根市地域福祉活動計画」に基づいて本会等が実施する事業評価の結果報告に対し、住民や各種団体等からの意見や評価をいただく機関として設置します。

前年度の事業結果および今年度の中間時点における取組の達成度などを評価・検証します。また、平成29年度は、現計画の中間見直しとして、事業計画の進捗状況や新たに取組むべき課題などを踏まえ、計画における取組内容や目標設定の見直しを行います。

2 みんなを地域の中で大切に作る意識づくり

子どもから高齢者はもちろん、障がいのある人や外国籍の人など、まさに地域に暮らす「みんな」の一人ひとりが大切にされ、「みんな」で支え合う地域づくりのために、出前講座や啓発事業、学校や地域における福祉教育を通して、一人ひとりの意識の向上や何らかの暮らしづらさ・困りごとを抱える人たちへの理解促進を進めます。

○さまざまな人たちの存在や、多様な暮らしを理解しあう風土づくり

事業名	事業内容
(1) 福祉出前講座開催事業	市内の福祉事業所やさまざまな活動団体、行政等と連携し、身近な地域における福祉活動への参加につながるよう、「みんな」の学びを推進します。 <講座内容の一例> ・「おたがいさん」の地域づくり ・認知症の予防 ・地域で進める防災 ・福祉こん談会
(2) 彦根市社会福祉大会開催事業	社会福祉功労者への表彰および社会福祉協力者に対する感謝状を授与するとともに、被表彰者の活動を広く発信します。 また、サロン活動やおたがいさんサポーター活動など、住民が主体となった地域における福祉活動の意義等を理解することを目的に、記念講演を行います。

(3)いきいき安心推進事業	<p>地域の福祉課題に対する「みんな」の理解・関心を高め、何らかの困りごとを抱える人たちが安心して暮らせる地域づくりのため、全ての学区（地区）社協において「彦根市地域福祉活動計画」に基づくさまざまな福祉活動を実施します。</p> <p>中でも、地域で暮らす75歳以上の高齢者を対象とする敬老行事の開催については必須事業として行います。</p> <p><活動の一例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい給食 ・高齢者宅への訪問 ・地域サロンの開催 ・住民同士の生活支援のしくみづくり
---------------	---

○いろいろな支え合いの形を学び合える地域づくり

事業名	事業内容
(1)学校等における福祉教育・学習	<p>学校や当事者、住民等と連携を図りながら、市内の各小・中学校を中心に福祉教育・学習を行うことで、身近な地域にある福祉課題への気づきを提供し、「共に生きる力」の育みを推進します。</p>
(2)防災・福祉教育推進事業	<p>地域住民や当事者等と協力して、防災・減災の視点から「福祉・防災マップ（仮）」づくりなどを行い、一人ひとりの命と暮らしに目を向けた防災教育・福祉教育を推進します。</p>

3 みんなで孤立を見逃さないつながりづくり

住民関係の希薄化などから地域で孤立し、普段はもちろん、災害時においても地域の支援が行き届かず、周りに助けを発信することもできない人たちがいることから、日頃からの住民同士の交流や互いに負担を感じない、適度な距離感を保った見守り合いができる地域づくりのために、普段においても災害時においても助けてほしいときにSOSを発信でき、受け止められるような強いつながりづくりを進めます。

○互いに「助けて」を言える地域づくり

事業名	事業内容
(1) あいさつプラス One 運動の展開	普段のあいさつや回覧板を手渡す際に「今日もお元気ですか」など気遣いのひと言を添える「あいさつプラス One 運動」の推進のため、昨年度に滋賀大生の協力を得て作成した啓発用ポスターを、学区（地区）社協を通じて自治会等に配付します。 併せて、本会広報紙「社協ひこね」や本会ホームページ等を通して、運動を呼びかけます。
(2) 孤立について学ぶ場づくり	助けあいゲームなどのツールを用い、住民が身近な地域における「孤立」について意識し、困りごとを抱える人への気づきと理解につながるような学びの機会を提供します。

○平時のつながりを活かす防災・減災体制づくり

事業名	事業内容
(1) 災害に対する学びの場づくり	「災害時避難行動要支援者制度」の周知を兼ねた防災をテーマとした出前講座やワークショップなどの学びの場を地域で積極的に行うことで、一人ひとりの備えと、発災時において住民同士が互いに支え合える関係づくりを進めます。
(2) 災害ボランティア活動の理解促進とセンターの周知強化	地域づくりボランティアセンターの開設に伴い、出前講座や広報等による災害ボランティア活動の理解促進と、市防災訓練時における災害ボランティアセンター設置・運営訓練への住民参加の促進により災害ボランティアセンターの周知徹底に努めます。

4 みんなが安心できる居場所づくり

「みんな」が安心できる居場所を通して、地域で暮らす身近な住民同士のつながりをあらためて築くことが、「みんな」が大切にされる地域づくりの第一歩であることから、サロン等活動の内容の充実を図り、多世代が集まれる居場所づくりを進めます。

また、同じような悩みや困りごとを抱える人たちが互いに交流し、思いを共有することで気持ちが楽になったり、勇気付けられたりすることから、関係各所や地域住民のみなさんと共に、困りごとで悩む人たちの居場所づくりを併せて進めていき

ます。

○身近なところで、さまざまな世代の人たちが気軽に集える場づくり

事業名	事業内容
(1) サロン交流会（さろん de サロン）開催事業	既存サロンにおける活動者や、これからサロン活動を始めたいという方が一堂に会し、互いの活動情報や活動に関する悩みを共有するとともに、サロン活動を始めるためのアドバイスを 得る場としてサロン交流会を開催します。
(2) 小地域福祉活動助成事業	自治会を対象に、共同募金を財源として支え合い・助け合いの意識をつくる活動や、みんなが安心して暮らすことができる居場所づくりに 対する助成事業に取り組めます。

○同じ悩みを持つ人たちが交流でき、心が軽くなる拠り所づくり

事業名	事業内容
(1) みんなの居場所づくり事業（「カフェ・ド・ふれ」の開催）	普段の暮らしや人間関係などで何かしらの生きづらさを抱える若者（15～40歳くらい）や、その家族を対象に、仲間づくりを応援するとともに必要とされる各種情報を提供する場として開催します。また、より多くの参加を促すため、市内で広く開催するべく実施箇所の増加を図ります。
(2) 子どもの居場所づくり推進事業	食事を通じた子どもやその家族同士のつながりをつくる場である「子ども食堂」や学びを通じた居場所の運営と新たな立ち上げの支援を図ります。
(3) フリースペース開催事業	様々な事情により、十分な養育環境にない子どもたちに、福祉施設等と連携して適切な環境を提供し、子どもたちの心身の成長を支援する場であるフリースペースを開催します。 平成29年度は、開催箇所を1ヶ所増やし、市内2ヶ所で開催します。
(4) ボランティア、福祉団体助成事業	福祉活動に取り組むボランティアグループや、障がい当事者等で構成される福祉団体に対して助成し、活動の活性化および継続的な活動を支援します。

5 みんなが担い手みんなが参加するしくみづくり

安心して暮らせるまちを目指すには、身近な地域にある課題に対して住民が主体的に関わり、早期に発見して互いに支え合うしくみづくりが必要ですが、若い世代の参加や継続して活動できる人の確保が難しいのが現状です。

一方で、地域の役に立ちたいという思いを持ちつつも何をすればよいか分からないという声があることから、そういった人たちへの活動の情報提供や各種講座の実施などを通してきっかけを提供することで、地域で活躍できる担い手やサポーターの養成を進めます。

○あらゆる人財が力を発揮する、支え合いのしくみづくり

事業名	事業内容
(1) おたがいさんサポーター講座 開催事業	身近な地域で、ささやかな「気かけ合い」から地域課題や困りごとの早期発見につなげる「地域の人財」として、また、市内における様々な活動の担い手として活躍してもらう「おたがいさんサポーター」の養成を目的とした講座を開催します。
(2) 見守り合い活動推進助成事業	住民にとって最も身近な範囲である自治会を単位とした、様々な見守り合い活動の推進を図るための助成を行うことで、互いに支え合うしくみづくりを進めます。
(3) 福祉のまちづくり活動助成事業	住民からの寄付を原資とした「福祉基金」を活用して、地域に暮らす人々がともに助け合い、安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりに向け、幅広く取り組む事業に対し助成します。
(4) 地域づくりボランティアセンター運営事業	福祉活動を通じた住民の社会参加をコーディネートするとともに、ボランティア同士や関係機関等との多様なネットワークも構築しながら、地域課題の早期発見・早期対応に向けた取組を進めます。
(5) ボランティア保険加入促進事業	誰もが気軽に安心してボランティア活動に取り組めるよう、活動中の事故やケガに備えた保険の加入を促進します。(ボランティア活動保険、ボランティア行事用保険、福祉サービス総合補償、送迎サービス補償)

(6) 住民福祉活動計画推進事業	地域に暮らす住民の手で各学区（地区）の福祉推進を目的として作成した「住民福祉活動計画」の推進のため、住民とともに推進会議を開催し、地域特性に応じた活動を展開していきます。
------------------	---

○福祉関連情報が発信され、必要な人に届くしくみづくり

事業名	事業内容
(1) 広報紙「社協ひこね」発行事業	身近な地域の福祉活動情報について、広報紙を通して広く発信し、住民の関心の輪を広げ、福祉活動への参加へのきっかけづくりを目的に発行します。また、気軽に手に取れる設置場所の開拓に努めます。
(2) 広報紙「社協ひこね」点訳・音訳事業	視覚、聴覚等に障がいのある方々への情報提供を行うため、点訳・音訳版の作成、発行を行います。
(3) ホームページおよびSNS運営事業	場所を選ばないウェブ媒体であるホームページの運用と内容の充実を図ります。また、ツイッターやフェイスブック等のSNSを活用したりリアルタイムな情報発信を行っていきます。

6 みんなが困りごとを放っておかない相談体制づくり

いくつもの生活・福祉課題を抱え、生きづらさを感じながらも誰にも相談できず抱え込んでしまったために、問題が重篤化するケースが増えていることから、ニーズを早期に発見することはもちろん、適切な相談支援につなぐ取組が必要です。

そのために、住民による助け合いだけでなく、地域包括支援センターや相談支援事業所等の多様な専門機関（職）、行政、団体と連携したワンストップの相談体制づくりを進めます。

○ニーズキャッチの体制づくり

事業名	事業内容
(1) 見守り合い活動振り返り会開催事業	身近な地域（自治会）での様々な見守り合い活動後に振り返り会を持つことで、生活課題や困りごとを抱える住民の早期発見につなげるとともに、発見された課題などを「我が事」として捉え、解決を図る地域づくりに努めます。

(2) 心配ごと相談事業	総合相談の最初の窓口として機能するよう、引き続き週2回相談所を開設します。特に、今年度は南北の両老人福祉センターにおいて、出張相談窓口を新設します。 また、弁護士の協力を得て、法律相談を実施します。
(3) つなぎ資金貸付事業	生活困窮者自立支援への対応として、昨年度に引き続き、生活を安定させる取り組みを実施します。
(4) 生活困窮者等緊急支援事業(越 年対策)	住民や企業等からの善意の寄付や、歳末たすけあい募金の助成を活用し、支援機関等との連携を図りながら、経済的困窮者等への越年対策に取り組んでいきます。

○ワンストップのネットワークづくり

事業名	事業内容
(1) 高齢者、障がい者なんでも 相談会開催事業	さまざまな困りごとに対応するため、専門機関(職)、行政、団体との連携のもと、ワンストップ相談体制の構築を目指します。 特に、福祉分野だけでなく、法律分野等との連携強化を図ります。
(2) 生活福祉資金貸付事業	低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。また、それぞれの世帯の状況と必要性に合わせた資金、例えば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校・大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行います。 総合相談の最初の窓口として機能するよう、生活福祉資金貸付対象者でない場合であっても、社協が有する資源を活用し、他機関へ適切につないでいきます。
(3) 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な方が、安心して暮らしていけるよう、本人の意思決定にもとづき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いを行います。 今年度については職員体制を充実し、待機者解消及び法人後見も視野入れた取り組みを展開していきます。

《その他の事業関係》

地域福祉活動計画に位置付けられる事業以外のさまざまな事業に対しても、歳末たすけあい募金助成金等を活用しながら、切れ目の無い支援を展開するため、下記の事業に取り組んでいきます。

1 その他の地域福祉事業

事業名	事業内容
・歳末たすけあい地域福祉事業	歳末たすけあい募金を活用し、福祉のまちづくりに取組む学区（地区）社協をはじめ、団体・施設等が歳末の時期（概ね12/1から1ヶ月間）に行うさまざまな活動を支援していきます。
・民生委員児童委員協議会連合会助成事業	地域住民の悩みや困りごとに寄り添う民生委員の活動について、幅広い認知や理解促進を目的に、共同募金を財源とした助成事業に取り組めます。
・彦根善意銀行運営事業（生活物資提供等）	温かい善意の気持ち（金品や物品）をお預かりし、各種福祉活動に役立てます。 また、誰もが気軽に参画いただけるよう、市内のさまざまなお店や企業の協力を得て、「善銀ボックス」設置店の増設に努めます。
・ふくしの店設置事業	市内の共同作業所利用者等が製作した物品の販売を通して、障がいのある方への正しい理解啓発に努めます。

2 冠婚葬祭衣装貸付事業

昨今の社会経済情勢から安定した収益を得るため、計画的な経営が図れるよう事業展開するとともに、貸衣装利用者からのニーズが高い第2土曜日の営業を継続実施します。また、生活困窮者の自立支援を目的に、就職面接などに着用できるスーツなどの無償貸出を行います。

3 小児難病救済基金助成事業

かつて難病と闘った森野ともや君に寄せられた住民のみなさんからの募金を原資とし、市内に在住する小児慢性特定疾病の患者とその家族を対象に、治療に係る医療費以外の費用の一部について助成します。

4 老人福祉センター運営事業（彦根市指定管理受託事業）

彦根市から指定管理者制度の指定を受け、南老人福祉センターにおいては、平成28年度から5年間、北老人福祉センターにおいては、平成29年度から4年間、施設の管理運営を行います。

各センターにおいて、地域住民と地域の諸団体・組織の参画と協働により、高齢者の各種相談、健康の維持・増進、趣味・教養・技能の向上など、住民のニーズに対応した自立支援・生涯学習の拠点として取り組みます。

○南老人福祉センター

事業名	事業内容
(1) 自主事業	①チャレンジ機能向上事業 ・パソコン講座(年1回)・手芸講座(月1回) ・絵手紙講座(月1回)・切り絵講座(月2回) ・寄せ植え講座(年1回) ・フラワーアレンジ講座(年1回) ・うたの広場(月2回) ・囲碁、将棋講座(月2回) ② 生きがい健康づくり事業 ・シニア元気塾(歴史探訪ウォーク・シニア料理教室 全6講座) ・レクリエーション大会(カロム 年2回 グラウンド・ゴルフ 年1回) ・H&Hネットワーク事業(芸術作品の展示) ・発表会(年1回)、作品展会(年1回) ・お楽しみ映画会(月1回)
(2) 相談事業	何でも相談会 ・地域包括支援センター「いなえ」との連携による健康相談および生活相談を実施 (随時受付 特設日6・9・12月第1水曜日) ワンストップ相談事業 ・心配ごと相談事業の出張相談所として窓口を新設し、悩みごとや困りごとへの対応を実施(2ヶ月に1回)
(3) 施設の有効活用	・自主クラブ活動・各種団体の会合等への貸館業務 ・マッサージ機、健康器具の利用

○北老人福祉センター

事業名	事業内容
(1) 自主事業	①チャレンジ技能向上講座 ・パソコン講座（5回連続講座） ・寄せ植え講座（1日間） ②チャレンジ いきいき講座 シニア世代の仲間づくり、地域デビューの場として実施（10回連続講座） ③「子ども食堂」地域開設支援講座 地域におけるシニア世代の活躍の場、子どもの見守り体制づくりの場として実施（4回連続講座） ④高齢者と子どものサマー交流会 夏休みを利用して世代間交流を図る場として実施 ⑤あそびひろばの実施 おもちゃ図書館スペースにて毎週1回、ボランティア・NPO団体等と連携し実施 ⑥ふれあいシネマ上映会 懐かしの映画を上映し、高齢者の憩いの場として開催（毎月1回） ⑦ハピネスいきいきフェスタ 2017 登録クラブの発表会、作品展示 ⑧ハピネスコンサートの開催（年1回） ⑨うたごえひろば（月2回）
(2) 相談事業	ワンストップ相談事業 ・心配ごと相談事業の出張相談所として窓口を新設し、悩みごと、困りごとへの対応を実施。（2ヶ月に1回） ・隣接する地域包括支援センター「ハピネス」と連携による介護・健康相談に対応
(3) 施設の有効活用	・自主クラブ活動、各種団体の会合等への貸館業務 ・電子浴、マッサージ機、健康器具の利用

《在宅介護課事業関係》

在宅介護課の基本理念である「住みなれた地域で、その人らしく安心して生活できるように支援します。」を実現するため、介護保険制度、障害者総合支援法の基本理念に従い、できる限り自立したその人らしい日常生活が送れるよう支援に努めます。

また、介護職員の人材確保と育成を図りサービスの質の向上に努め、効率的なサービス提供体制の構築と経営の安定化を目指します。

1 介護保険事業・障害福祉サービス事業

事業名	事業内容
(1) 居宅介護支援事業（平田）	<p>介護保険法令の趣旨に従い、ご契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、意向に基づき適切なケアプランを作成します。関係する行政や地域の支援者、事業所、医療機関・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、適切なサービス提供に努めます。</p>
(2) 訪問介護事業（平田）	<p>要介護者の心身の状態を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、ご利用者の居宅を訪問し日常生活に必要な介護（入浴、排泄、食事等）を行います。ご利用者の心身機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、地域で安心していつまでも居宅で生活できるようサービスの提供に努めます。</p>
(3) 通所介護事業（北・南）	<p>要介護状態になった人が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けられるよう、ケアプランを基に利用者の状況に応じて入浴、食事などの日常生活上の支援や身体機能の低下予防を目的に機能訓練等を実施し「その人らしい生活の継続」を図れるよう支援します。また、家族の介護負担の軽減を図るため、介護保険制度の中でできる限り柔軟な対応に努めます。南デイサービスでは、障害者が一緒に働ける環境（職場づくり）のスキルアップをめざし、雇用に結び付けられるように検討していきます。</p>
(4) 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス	<p>ご利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、ご利用者の心身の機能回復を図り生活機能の維持又は向上をめざし支援を行います。本年度より「介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）」の指定を受け、ご利用者の状態の悪化の防止に努めます。</p>

<p>(5) 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス</p>	<p>要介護状態になることをできる限り防ぎ、自立した生活の継続を目的に、筋力低下や生活機能の低下予防に繋がる機能訓練を実施します。また利用者が意欲的取り組み、楽しみや生きがいにつながるような趣味活動の提供を行います。なお、これらは様々な交流を目的に通所介護と一体的に実施します。</p> <p>本年度より、北デイサービスでは「介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA」の指定を受け、地域の介護予防の促進に努めてまいります。</p>
<p>(6) 障害福祉サービス事業</p>	<p>障害者総合支援法令に従い、ご利用者が居宅において日常生活を営むことができるように支援することを目的として、障害の種別に関わらず、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。</p> <p>また、屋外での移動が困難な障害者の方に外出のための支援を行います。</p>

2 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センター（ハピネス、いなえ）は、地域住民の心身の健康保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することおよび地域包括ケアシステムの構築に向けて各事業を実施します。

なお、地域包括支援センターハピネスは、西・中央の2中学校区を担当圏域としていましたが、本年7月より分離し、それぞれ1中学校区を担当とすることになりました。ハピネスは西中学校区を、中央（仮称）は中央中学校区を、それぞれ担当します。

事業名	事業内容
<p>(1) 包括的支援事業（必須事業）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的、継続的支援業務 ・介護予防ケアマネジメント業務
<p>(2) 介護予防事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金亀体操（出前講座、体操講座、体操講座フォローアップ） ・認知症予防出前講座

《組織・財政基盤強化関係》

社会福祉法人制度改革に求められた、経営組織としてのガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等を意識した運営を行うための基盤の強化を図ってまいります。

また、これらに加えて法令を順守しながら理事会、評議員会を適時開催し、社会福祉法人に求められる課題に対して迅速に対応できる運営組織を目指します。

引き続き、役職員への計画的な研修を実施し、一人ひとりの資質向上を目指し、協議体としての組織運営とコスト管理を意識した財政運営を図ります。

事業名	事業内容
法人運営体制の充実	
(1)理事会、評議員会の開催	改正社会福祉法に則り適正に開催するとともに、業務執行に関する意思決定機関としての「理事会」、法人運営体制の決定を行う議決機関としての「評議員会」として、地域のニーズと生活・福祉課題に即した事業を展開する社会福祉法人としての組織運営を図っていきます。
(2)理事会、評議員会への情報提供と意見交換の場の設置	国における福祉施策の動向や、各部署（事業所）で発行する広報チラシ、利用者（家族）向けの新聞等を理事・評議員へ情報提供し、活発な意見交換を行っていきます。
事務局体制の充実	
・内部連絡会議の開催による連携体制の強化	所属長会議をはじめ、各部署における連絡会議を積極的に開催し、事業の推進状況や現状課題の共有および今後の方向性の検討など、ニーズに応じた機動的な取組につなげます。
会費のあり方の見直し	
・会費の使途の見える化等による会員増強	地域福祉推進の基礎的かつ重要な財源であることを積極的にPRし、共感を得ながら安定財源の確保に努めます。
職員研修制度の充実	
・内部研修の充実と組織人、専門職としての研修の実施	研修計画に基づき、社会福祉協議会職員として必要な基礎的知識の習得と、専門職として必要なスキルを習得するための階層別研修に取り組みます。